

十一、教生原因

本工場には従来従業員を以て組織したる共済會（會長の據出金額一月収四十分の一と同額を會社より補助す）ありて従業員及び其の家族の共済機關たらしめてゐるのであるが、本年一月従業員一同は更に親睦機關としての共和會なるものを組織し自主的團結を圖つたのであるが、茲ねて待遇問題に關する不満もあつて、共和會の成立に依り勞賃の面團結を缺くに至つたのであるが、従業員側では共和會に對する會社側の壓迫を避くる爲に遂に十月二十七日右共和會を福岡九州聯合會製糖工場分會に結成したのである。之れを見た會社側では尠からず狼狽したのであつて本月十日正午の晝夜勤交代時に當り従業員の歡派と目すべき者個別的に工場事務所を呼び出し別紙直書書に署名捺印せしめて五十九名を待勞働組合脱退に賛成せしめたのである。

十一、要求並に罷業經過

1、罷業第一日—要求書提出

之れを知つた分會幹部は同日夕刻分會幹部會を開催し直ちに九條本即の指揮を求めたので、九條本即久保主任、奥村主任等此等尔故徹夜協議の結果翌十一日午前五時を期して罷業を執行することとなつたのである。

罷業執行を以定するや海員組合戸畑支部事務所を争議團體本部とし、同日午前五時の従業員出退時を利用し工場門前にて争議参加を煽動したので、現場に在りし従業員は全部争議團體本部に集合することとなり午前十時頃には殆んど全従業員（七五名—内女七名）の参加を見るに至つたので茲に従業員大會を開催して、別紙要求條項を決定し、争議委員長十々和豐作外統帥、警備、情報、宣傳、通信、炊事